

令和5年度栃木県障害福祉サービス等事業者に対するサービス継続支援事業費補助金交付要領

(趣旨)

第1条 令和5年度栃木県障害福祉サービス等事業者に対するサービス継続支援事業補助金(以下「補助金」という。)については、新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス事業所等に対するサービス継続支援事業実施要綱(令和4年12月16日付障発1216第2号及び令和5年5月8日付障発0508第4号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)(以下「国実施要綱」という。)、栃木県補助金等交付規則(昭和36年栃木県規則第33号。以下「規則」という。)の規定によるほか、この要領に定めるところによる。

(交付の目的等)

第2条 障害福祉サービス等は、障害児者やその家族等の生活を支えるために必要不可欠なものであり、新型コロナウイルス感染症の発生に伴う障害福祉サービス等の提供体制に対する影響を最小限に留めることが重要である。

そのため、本事業は、障害福祉サービス施設・事業所等(以下「施設・事業所」という。)が、新型コロナウイルス感染症の感染者等が発生した場合において、関係者との緊急かつ密接な連携の下、感染拡大防止対策の徹底や創意工夫を通じて、必要な障害福祉サービス等を継続して提供できるよう支援を行う。

また、施設・事業所において、感染者等が発生した場合に備え、職員の応援体制やコミュニケーション支援等の障害特性に配慮した支援を可能とするための体制の構築を行う。

(サービスの定義)

第3条 この要領において、「通所系サービス事業所」とは、療養介護、生活介護、自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、児童発達支援、医療型児童発達支援及び放課後等デイサービスをいう。

2 「障害者支援施設等」とは、障害者支援施設、共同生活援助、福祉型障害児入所施設及び医療型障害児入所施設をいう。

3 「訪問系サービス事業所」とは、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、就労定着支援、自立生活援助、居宅訪問型児童発達支援及び保育所等訪問支援をいう。

4 「相談支援事業所」とは、計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援及び障害児相談支援をいう。

5 「障害福祉サービス等事業所」とは、通所系サービス事業所、短期入所サービス事業所及び訪問系サービス事業所をいう。

(補助対象事業及び補助対象事業所・施設)

第4条 この補助金の交付対象となる事業(以下「補助事業」という。)及び補助対象事業所・施設(宇都宮市内にある事業所・施設を除く。ただし、障害児入所施設を含む。)は、次の(1)及び(2)に定める事業及び事業所・施設とする。

(1) 障害福祉サービス施設・事業所等のサービス継続支援事業

ア 令和5年2月1日から令和5年5月7日までに発生した経費

新型コロナウイルス感染症や濃厚接触者等が発生した施設・事業所において、建物の消毒に要する費用や職員の感染等に伴う人員確保等、サービスの継続に必要な経費を補助する。

ただし、令和5年2月1日から令和5年3月31日までに発生した経費について、令和4年度に実施した当該事業において助成を受けた額が別添1-1に規定する基準単価に満たない事業所・施設については、令和4年度の基準単価を上限に本事業の助成対象に含むものとする。

以下の①から⑤に該当する施設・事業所を対象とする。なお、具体的な対象サービス種別は、別添1-1に規定する。

① 利用者又は職員に新型コロナウイルスの感染者が発生した施設・事業所

※ 職員に濃厚接触者(保健所が濃厚接触者と判断したものに限る。以下同じ。)が発生し職員が不足した場合を含む。

② 濃厚接触者に対応した施設・事業所

- ③ 県から休業要請を受けた事業所
- ④ ①又は②以外の事業所であって、発熱等の症状を呈する利用者又は職員に対し、一定の要件のもと、自費で検査を実施した障害者支援施設又は共同生活援助事業所
※一定の要件を含む、具体的な取扱いについては、別添2-1に規定する。
- ⑤ ①又は③以外の事業所であって、居宅で生活している利用者に対して、当該事業所の職員が利用者への居宅等への訪問により、できる限りのサービスを提供した事業所
※通常形態でのサービス提供が困難であり、感染を未然に防ぐために代替措置を取った場合（近隣自治体や近隣施設・事業所で感染者が発生している場合又は感染拡大地域である場合（感染者が一定数継続して発生している状況等）に限る。）

イ 令和5年5月8日から令和6年1月31日までに発生した経費

新型コロナウイルス感染症の感染者等が発生した施設・事業所において、建物の消毒に要する費用や職員の感染等に伴う人員確保等、サービスの継続に必要な経費を補助する。

以下の①から④に該当する施設・事業所を対象とする。なお、具体的な対象サービス種別は、別添1-2に規定する。

- ① 利用者又は職員に新型コロナウイルスの感染者が発生した施設・事業所
※職員に感染者と接触があった者（感染者と同居している場合に限る。以下同じ。）が発生し職員が不足した場合を含む。
- ② 感染者と接触があった者に対応した施設・事業所
- ③ ①又は②以外の事業所であって、感染等の疑いがある利用者又は職員に対し、一定の要件のもと、自費で検査を実施した障害者支援施設又は共同生活援助事業所
※一定の要件を含む、具体的な取扱いについては、別添2-2に規定する。
- ④ ①以外の事業所であって、居宅で生活している利用者に対して、当該事業所の職員が利用者の居宅等への訪問により、できる限りのサービスを提供した事業所
※通常形態でのサービス提供が困難であり、休業を行った場合であって感染を未然に防ぐために代替措置を取った場合（近隣自治体や近隣施設・事業所で感染者が発生している場合又は感染拡大地域である場合（感染者が一定数継続して発生している状況等）に限る。）

(2) 障害福祉サービス施設・事業所等との協力支援事業

ア 令和5年2月1日から令和5年5月7日までに発生した経費

感染者が発生した施設・事業所の利用者に必要なサービスを確保する観点から、当該施設・事業所からの利用者の受入れや当該施設・事業所への応援職員の派遣等、協力する施設・事業所において必要となる経費を支援する。

ただし、令和5年2月1日から令和5年3月31日までに発生した経費について、令和4年度に実施した当該事業において助成を受けた額が別添1-1に規定する基準単価に満たない事業所・施設については、令和4年度の基準単価を上限に本事業の助成対象に含むものとする。

以下の①又は②に該当する施設・事業所を対象とする。なお、具体的な対象サービス種別は、別添1-1に規定する。

- ① (1) アの①又は③に該当する施設・事業所に対し、協力する施設・事業所
- ② 感染症の拡大防止の観点から必要があり、自主的に休業した障害福祉サービス等事業所に対し、協力する施設・事業所

イ 令和5年5月8日から令和6年1月31日までに発生した経費

感染者が発生した施設・事業所の利用者に必要なサービスを確保する観点から、当該施設・事業所からの利用者の受入れや当該施設・事業所への応援職員の派遣等、協力する施設・事業所において必要となる経費を支援する。

以下の①又は②に該当する施設・事業所を対象とする。なお、具体的な対象サービス種別は、別添1-2に規定する。

- ① (1) イの①に該当する施設・事業所に対し、協力する施設・事業所
- ② 感染症の拡大防止の観点から必要があり、自主的に休業した障害福祉サービス等事業所に対し、協力する施設・事業所

(補助対象経費)

第5条 第4条に掲げる事業において、別添1-1及び別添1-2に規定する経費について基準単価を上限とし、予算の範囲内で補助する。

(交付額の算定)

第6条 この補助金の交付額の算定にあたっては、別添1-1及び別添1-2に定める対象事業所・施設ごとに、補助対象経費の実支出額から寄付金及びその他の収入額を控除した額と基準単価とを比較して少ない方の額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請及び実績報告)

第7条 申請者は、交付申請書兼実績報告書(様式第1号)に関係書類を添えて、別に定める日までに栃木県知事(以下「知事」という。)に提出しなければならない。

(交付の決定)

第8条 知事は、前条に基づく交付申請及び実績報告があった場合には、当該申請に係る書類を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、交付の決定を行うものとし、その内容を申請者に通知する。

(交付の条件)

第9条 規則第6条の規定により補助金の交付に付する条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 法、令、規則及びこの要領の規定に従うこと。
 - (2) 補助金の対象となる事業(以下「補助事業」という。)の内容の変更(軽微な変更を除く。)をする場合は、知事の承認を受けること。ただし、補助金額に変更が無い場合は、この限りではない。
 - (3) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けること。
 - (4) 補助事業が予定の期間に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けること。
 - (5) この補助金の交付と対象経費を重複して、他の補助金等の交付を受けてはならない。
- 2 申請者は、自己又は自社の役員等が次の各号のいずれにも該当する者であってはならない。
- (1) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
 - (2) 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
 - (3) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - (4) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - (5) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - (6) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - (7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- 3 申請者は、前項の(2)から(7)までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人であってはならない。

(軽微な変更)

第10条 前条第1項第2号における軽微な変更とは、次に掲げる変更以外の変更とする。

- (1) 事業に要する経費の配分を変更しようとするとき。
- (2) 事業の内容を変更しようとするとき。
- (3) 事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

(交付申請の取下げ)

第11条 規則第8条の規定による申請を取下げすることができる期間は、交付決定を受けた日から起算して10日以内とする。

(是正のための措置)

第12条 知事は、報告を受けた補助事業の成果が補助金の決定内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、規則第15条第2項の規定に基づき、当該補助事業につき、これに適合されるための措置をとるべきことを補助事業者に対して命ずることができる。

(補助金の交付)

第13条 規則第18条に規定する補助金交付請求書は別添様式(様式第2号)のとおりとする。

(交付の決定の取り消し)

第14条 知事は、規則第17条の規定に基づき、補助事業者が、補助金の他の用途への使用をし、その他補助事業に関して補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他の法令等又は知事の命令若しくは指示に違反したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。
2 補助事業者が第9条第2項及び第3項に該当すると判明したときは前項の規定を準用する。

(補助金の返還)

第15条 知事は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取り消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(補助金の経理)

第16条 補助事業者は、補助事業についての収支簿を備え、当該事業の収入額及び支出額を記載し、補助金の使途を明らかにしておかなければならない。
2 補助事業者は、前項の支出額について、その支出内容を証する書類を整備して、前項の収支簿とともに、事業の完了した日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

(消費税仕入控除税額の報告)

第17条 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入税控除税額が確定した場合(仕入税控除税額が0円の場合を含む。)は、消費税仕入控除税額報告書(様式第3号)により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに知事に報告しなければならない。
なお、補助金に係る仕入控除税額があることを確定した場合には、当該仕入控除税額を県に返還しなければならない。

附則

この要綱は、令和5年12月15日から施行し、令和5年2月1日から適用する。